

合併処理浄化槽維持管理費 補助事業のお知らせ

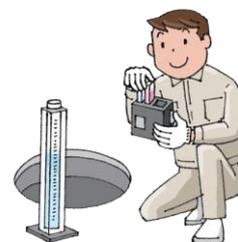
富谷市では、合併処理浄化槽を設置、管理をしている方(浄化槽管理者)に対し、適切な維持管理の推進及び浄化槽の普及促進を図るため、合併処理浄化槽維持管理費の一部を補助しています。

1 対象となる浄化槽

公共下水道区域以外で、自己の居住の用に供する住宅に設置されている10人槽以下の合併処理浄化槽

2 補助額

区分	5人槽	7人槽	10人槽
補助額	13,000円	15,000円	17,000円



3 申請の手続き

補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して申請してください。

- (1) 浄化槽保守点検委託契約書の写し(変更がある場合)
- (2) 上記契約書の委託期間に受けた法定検査結果書の写し(新年度のみ)
- (3) 補助金交付請求書

※平成28年4月より添付していただく書類が簡素化されました。

4 申請の受付窓口

- ・受付窓口 富谷市役所1階 生活環境課 環境対策担当
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで(※土・日・祝日を除く)

5 補助申請のご案内の送付

浄化槽法定検査センターが行う7条検査・11条検査結果データを基に、対象者に対しては案内文書を送付しています。(概ね、保守契約期間終了月を目途に発送いたします。)

● 浄化槽維持管理の必要性と浄化槽管理者の責務

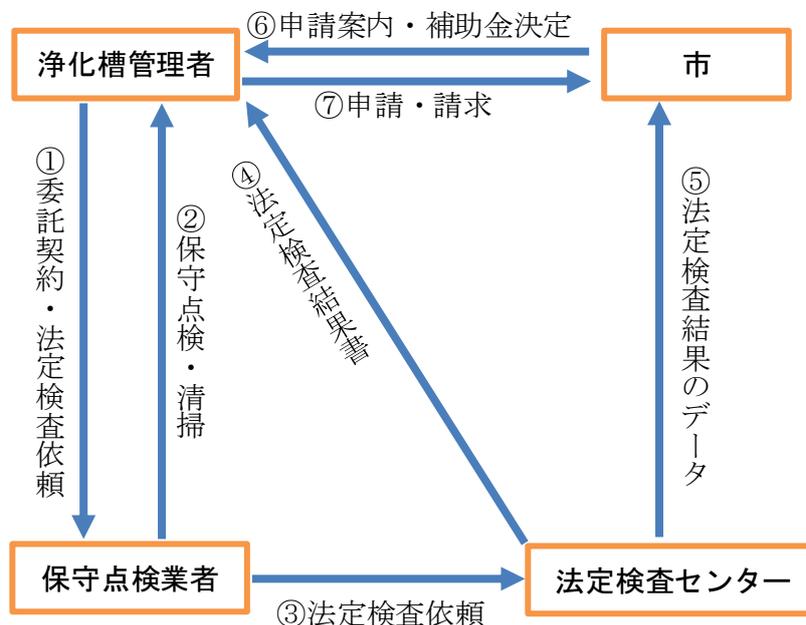
浄化槽管理者(浄化槽の所有者)には、衛生的な生活環境を守るため、浄化槽法により、浄化槽の定期的な維持管理が義務付けられています。

維持管理の役割は、浄化槽の機能を保ち、浄化槽法で定められた放流水の水質の基準を満たすことで、そのために、浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、定期的に指定検査機関の実施する水質検査(法定検査)を受けなければならないと定められています。

保守点検作業とは、浄化槽に設けられた各設備機器が正常に作動するように点検や調整作業を行うものです。また、1年程度の期間が経過すると、槽内部には汚泥がたまり、処理機能が低下する恐れがあるため、清掃作業が必要になります。

維持管理が適正に実施されないと、臭気の発生や設備機器の故障、また河川等の水質汚濁につながりかねないため、浄化槽の保守点検や清掃作業は、浄化槽管理士を雇用している保守点検業者に委託しましょう。

● 申請手続きの流れ



【問い合わせ】

富谷市役所

市民生活部 生活環境課

TEL022-358-0515 (直通)